

鳴門市暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）から、暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4から第167条の5の2までに規定する一般競争入札の参加資格及び同施行令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(入札参加排除措置)

第3条 市長は、警察等関係機関からの情報提供等（以下「情報提供等」という。）により、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、別表1に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する鳴門市暴力団等排除措置委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、同表に定める期間について、当該入札参加資格者を契約に係る入札から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、落札者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該落札者の入札書を無効とするものとする。
- 3 前2項の規定は、入札参加排除措置を受けた者（以下「入札参加排除者」という。）を構成員とする共同企業体に適用する。

(入札参加排除措置の通知)

第4条 市長は、前条の規定により入札参加排除措置を行ったときは、当該入札参加排除者に対し、その旨を通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第5条 市長は、随意契約を行うに当たり、情報提供等により、措置要件のいずれかに該当すると認められる者（入札参加資格者以外の者を含む。以下「排除対象者」という。）

を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除対象者の所有する土地を購入する必要がある場合等、当該契約の目的及び内容から排除対象者を相手方とする必要がある場合を除く。

(下請負人等からの排除)

第6条 市長は、排除対象者が下請負人又は再受任者（以下「下請負人等」という。）となることを承認してはならない。

(排除措置の解除)

第7条 市長は、第3条の規定により入札参加排除措置を行った日から別表1に定める期間を経過した後において、当該入札参加排除者から解除の申し出があり、別表1のいずれの措置要件にも該当しないと認める場合は、委員会の議を経て、当該入札参加排除措置を解除するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該入札参加排除者に対し、別表1のいずれの措置要件にも該当しないことを明らかにする資料の提出を求めることができる。

(解除の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定により入札参加排除措置を解除したときは、遅滞なく当該入札参加排除者に対し、その旨を通知するものとする。

(公表)

第9条 市長は、入札参加排除措置を行ったとき及び入札参加排除措置を解除したときは、これを公表するものとする。

(契約の解除等)

第10条 市長は、契約に当たっては、その相手方に対し、措置要件に該当しないことを表明させ、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約させるとともに、契約締結後に当該相手方が措置要件に該当することが判明したときは、当該契約を解除できることを契約書に明記するものとする。

2 市長は、契約締結後にその相手方が措置要件に該当することが判明したときは、委員会の議を経て、当該契約の解除等を行うものとする。

(契約解除等に伴う入札参加排除措置)

第11条 市長は、前条第2項の規定により契約の解除等を行ったときは、当該契約の相手方について、委員会の議を経て入札参加排除措置を行うものとする。

(不当介入に係る通報等)

第12条 市長は、予め契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が不当介入を受けた場合に、これを拒否したうえ、速やかに当該事実を市長に報告し、警察へ通報することを求めるものとする。

2 市長は、契約の相手方が正当な理由無く前項の報告及び通報を怠った場合は、情状により委員会の議を経て、文書警告、口頭注意等の措置を講ずるものとする。

(勧告等)

第13条 市長は、この要綱の趣旨に照らし、必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加資格者に対し必要な措置を勧告し、又は注意を喚起することができる。

(委員会)

第14条 この要綱に規定する入札参加排除措置及び解除等について審議を行うため、暴力団等排除措置委員会を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員会は必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。この場合において、委員長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず一部の委員のみを招集することができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に参加を求めることができる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、契約検査室で行う。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と連携するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(鳴門市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱の廃止)

2 鳴門市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱(平成11年4月1日施行)は、廃止する。

別表1（第3条、第5条、第7条関係）

措置要件	期間
<p>1 入札参加資格者等及びそれらの役員等（契約の相手方が個人である場合にあってはその者を、法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合又は暴力団員がその経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。</p>
<p>2 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。</p>
<p>3 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	
<p>4 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>5 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p>	

別表2（第14条関係）

委員長	副市長
副委員長	企画総務部長
委員	市民環境部長 健康福祉部長 経済建設部長 企業局次長 教育次長 議会事務局長 消防長

[第4条関係]

排 除 措 置 通 知 書

鳴契 号
年 月 日

殿

鳴門市長

鳴門市の発注する工事又は製造の請負、物品の売買その他の契約業務について、次のとおり排除措置をします。

1. 排除措置の期間

2. 排除措置の事由

[第8条関係]

排除措置解除通知書

鳴契 号
年 月 日

殿

鳴門市長

年 月 日鳴契第 号で通知しました排除措置を次のとおり
解除します。

1. 排除措置の解除年月日 年 月 日

2. 解除の事由